

四半期報告書

(第59期第3四半期)

自 令和4年7月1日

至 令和4年9月30日

株式会社ジェクシード

東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11

(E05348)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	9
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年11月11日
【四半期会計期間】	第59期第3四半期（自 令和4年7月1日 至 令和4年9月30日）
【会社名】	株式会社ジェクシード
【英訳名】	GXEED CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 新井 良
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03（5259）7010
【事務連絡者氏名】	経営管理部 部長 座間 美雪
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03（5259）7010
【事務連絡者氏名】	経営管理部 部長 座間 美雪
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第59期 第3四半期 累計期間	第58期
会計期間		自令和4年1月1日 至令和4年9月30日	自令和3年1月1日 至令和3年12月31日
売上高	(千円)	492,973	480,074
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	42,229	△63,982
四半期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	32,487	△129,416
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失(△)	(千円)	△4,906	44
資本金	(千円)	483,468	483,468
発行済株式総数	(千株)	23,100	23,100
純資産額	(千円)	876,770	850,582
総資産額	(千円)	999,180	1,011,148
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)	(円)	1.41	△5.77
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	87.8	84.1

回次		第59期 第3四半期 会計期間
会計期間		自令和4年7月1日 至令和4年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	1.19

- (注) 1. 当社は、第59期第1四半期会計期間より非連結決算に移行したことに伴い、第1四半期累計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりません。そのため、第58期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、第58期については、潜在株式は存在しておらず、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第59期第3四半期累計期間については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。主要な関係会社における異動は、以下の通りであります。

子会社である株式会社XYEEDの重要性が乏しくなったことから、連結の範囲から除外し、第59期第1四半期会計期間より非連結決算に移行いたしました。なお、子会社株式会社XYEEDは、令和4年6月に清算結いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は第1四半期会計期間より非連結決算に移行しているため、前年同四半期等との比較分析は行っておりません。

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス新規感染者数が減少に転じ、徐々に社会経済活動の制限が緩和され、緩やかではありますが回復に向けた動きが表れております。しかしながらロシアのウクライナ侵攻及びその長期化に伴う世界的なエネルギー・食料品の供給不足、日米金融政策の違い等を背景とする急速な円安の進行、国内外での物価上昇等が国内外の経済に大きな影響を与えており、不透明かつ不安定な状況が今後も続いていくと想定されます。このような環境のもと、各企業は様々な対抗策を講じることや先行投資等を行い、より一層の企業価値向上を目指していくとみられており、企業のデジタル変革（DX）やテレワークの推進によりクラウドERPの需要は拡大しております。

（1）経営成績の状況

当第3四半期累計期間の売上高は、492,973千円、営業利益は42,272千円、経常利益は42,229千円、四半期純利益は32,487千円となりました。

当第3四半期累計期間において、第1四半期より継続していた仕掛案件が検収となり、売上高は期初の計画値を達成し、利益面では、業務効率化を図り製造原価及び販売管理費を圧縮したことにより期初の計画値を上回る業績となり、四半期純損益においても計画値を上回る黒字化を達成することができました。

当事業年度の案件獲得状況は、オラクル社のNetSuiteの導入支援に関連する新規受注及びJD Edwardsのバージョンアップに関連する大型案件等により順調に推移しております。

なお、本年度は、経営基盤の再構築を進めるとともに、当社の既存事業領域に隣接した事業領域への事業拡大を進め、積極的に資本・業務提携やM&Aを進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大による政府のまん延防止等重点措置の発令以降、当社におきましては、従業員の安全確保を最優先に考えテレワークを推奨しておりますが、業務の遂行において支障は出ておりません。

① 既存事業領域（業務コンサルティング）

当社の主要な事業分野である「ERPコンサルティング」においては、JD Edwards及びNetSuiteに関連する案件を中心に推移しております。JD Edwardsを継続して利用する企業向けの保守及びバージョンアップ、サーバーのリプレース、クラウドへの移行等の案件を継続して支援しております。オラクル社よりJD Edwardsは10年後にEOS（販売終了）の発表があり、新規案件は無くなりましたが現行システム延命のためのバージョンアップやOS変更対応などの案件相談が増えております。また来年の法改正（インボイス制度）対応のための案件も増加しております。NetSuiteに関しては、オラクル社からの紹介による新規案件が急増しており、新規案件獲得のためにユーザー複数社への提案活動を継続的に実施しております。本年度以降につきましては、他のERP製品の取り扱いを増やし、受注を促進してまいります。

「人事コンサルティング」の分野においては、タレントマネジメント（人材の適材配置及び育成管理）の導入及び定着化支援及び導入支援を行っております。

② 自動化・効率化コンサルティング領域（RPA、AI、xR等）

新たな事業として取り組んでおりましたRPA及びAI領域においては、当社での商談が減少したため技術者の稼働の割合を減少させ、需要が拡大している既存事業領域での稼働を優先させております。

③ M&A及び新規事業領域

既存事業領域における事業の拡大、新規事業領域への進出に向けて、当社との間でシナジーが期待できる企業との資本・業務提携等のM&Aの検討及び交渉を継続して進めておりますが、M&Aや新規事業領域において具体的な進捗がみられ業績予想に影響が生じると判断した場合には速やかに公表いたします。

④ その他

安定的な経営を継続するために、以下の取り組みを積極的に進めております。

1. IT未経験者の採用とコンサルタントへの育成
2. 即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業

3. 既存コンサルタントのスキルアップ及び多能化による収益率の改善
4. 既存顧客向け付加価値サービスの開発と提案
5. 既存サービスの拡張、既存パートナーとの関係強化
6. ERPコンサルティング事業強化のための営業力強化
7. 株主還元策の充実

(2) 財政状態の分析

資産合計は、前事業年度（以下「前期」という）末と比べ11,968千円減少し、999,180千円となりました。

流動資産は、前期末に比べ、13,114千円増加し、846,646千円となりました。これは主に売掛金の増加によるものであります。

固定資産は、前期末に比べ、25,082千円減少し、152,533千円となりました。これは主に投資その他の資産の減少によるものであります。

負債合計は、前期末に比べ、38,155千円減少し、122,409千円となりました。

流動負債は、前期末に比べ、14,985千円減少し、98,380千円となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金の減少によるものであります。

固定負債は、前期末に比べ、23,170千円減少し、24,029千円となりました。これは主に長期借入金の減少によるものであります。

純資産合計は、前期末に比べて26,187千円増加し、876,770千円となりました。これは主に、利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクのとおりであり、重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の主な資金需要は、ITコンサルティング提供のための労務費、外注費、経費並びに販売費及び一般管理費等の営業費用となります。これらにつきましては、基本的に営業活動によるキャッシュ・フローや自己資金を充当し、状況に応じて金融機関からの借入等による資金調達で対応していくこととしております。

なお、現在の現金及び現金同等物の残高、営業活動から得る現金及び現金同等物の水準については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を考慮しましても、当面事業を継続していくうえで十分な流動性を確保しているものと考えております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和4年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和4年11月11日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	23,100,732	23,100,732	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	23,100,732	23,100,732	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
令和4年7月1日～ 令和4年9月30日	-	23,100,732	-	483,468	-	583,436

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である令和4年6月30日の株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

令和4年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,098,400	230,984	—
単元未満株式	普通株式 2,132	—	—
発行済株式総数	23,100,732	—	—
総株主の議決権	—	230,984	—

② 【自己株式等】

令和4年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジェクシード	東京都千代田区 神田錦町三丁目17番地11	200	—	200	0.0
計	—	200	—	200	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当社は第1四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、四半期損益計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（令和4年7月1日から令和4年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（令和4年1月1日から令和4年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、フロンティア監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当第3四半期会計期間 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	750,428	654,597
売掛金	42,017	177,105
仕掛品	15,830	5,646
前払費用	5,627	6,361
未収入金	20,000	4,000
その他	—	1
貸倒引当金	△372	△1,066
流動資産合計	833,532	846,646
固定資産		
有形固定資産	1,939	2,056
無形固定資産	2,983	1,187
投資その他の資産		
投資有価証券	125,550	119,250
関係会社株式	36,818	20,000
その他	10,325	10,039
投資その他の資産合計	172,693	149,289
固定資産合計	177,615	152,533
資産合計	1,011,148	999,180
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,162	25,543
1年内返済予定の長期借入金	62,509	30,525
未払法人税等	4,946	11,864
未払消費税等	10,369	11,667
賞与引当金	—	6,344
その他	20,379	12,436
流動負債合計	113,366	98,380
固定負債		
長期借入金	22,188	—
退職給付引当金	25,011	24,029
固定負債合計	47,199	24,029
負債合計	160,565	122,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	483,468	483,468
資本剰余金	583,436	583,436
利益剰余金	△207,892	△175,405
自己株式	△29	△29
株主資本合計	858,982	891,470
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△8,400	△14,700
評価・換算差額等合計	△8,400	△14,700
純資産合計	850,582	876,770
負債純資産合計	1,011,148	999,180

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)
売上高	492,973
売上原価	356,201
売上総利益	136,771
販売費及び一般管理費	94,499
営業利益	42,272
営業外収益	
受取利息	7
その他	0
営業外収益合計	7
営業外費用	
支払利息	50
営業外費用合計	50
経常利益	42,229
特別損失	
関係会社株式評価損	942
特別損失合計	942
税引前四半期純利益	41,286
法人税、住民税及び事業税	8,806
法人税等還付税額	△7
法人税等合計	8,799
四半期純利益	32,487

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる案件については工事進行基準を、その他の案件については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染拡大による影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)
減価償却費	1,938千円

(株主資本等関係)

I 当第3四半期累計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当第3四半期会計期間 (令和4年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	20,000千円	20,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	20,044	15,138

	当第3四半期累計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)
持分法を適用した場合の投資損失の金額(△)	△4,906千円

(セグメント情報等)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり四半期純利益	1円41銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	32,487
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	32,487
普通株式の期中平均株式数(株)	23,100,495

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年11月10日

株式会社ジェクシード

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 青野 賢
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェクシードの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第59期事業年度の第3四半期会計期間（令和4年7月1日から令和4年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（令和4年1月1日から令和4年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェクシードの令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年11月11日
【会社名】	株式会社ジェクシード
【英訳名】	GEXEED CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 新井 良
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役新井良は、当社の第59期第3四半期（自令和4年7月1日 至令和4年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。